

平成28年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
(指定管理者候補者選定に係る審査)

- 1 開催日時 平成28年10月25日(火) 10:00～
- 2 開催場所 青森市役所2階庁議室
- 3 対象施設 青森市都市公園(15施設)
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員 委員長 相馬 紳一郎(市民政策部理事次長事務取扱)  
副委員長 加藤 文男(総務部理事次長事務取扱)  
委員 森 宏之(青森大学教授)  
委員 古川 司(東北税理士会青森支部税理士)  
委員 横内 修(財務部次長)  
委員 木村 文人(市民生活部次長兼行政情報センター所長)  
委員 横山 克広(教育委員会事務局理事次長事務取扱)
  - (2) 施設所管課(公園河川課) 課長 高村 功輝  
副参事 土岐 政温  
主査 松橋 孝司  
主査 中畑 朋子
  - (3) 制度所管課(政策推進課) 課長 船橋 正明  
主幹 高野 新  
主査 伊藤 秀人
- 5 案件 指定管理者候補者の選定について
- 6 審査結果
  - (1) 指定管理者候補者
    - ・名称 特定非営利活動法人 パークメンテ青い森グループ
    - ・住所 青森市浜館二丁目4番地6
    - ・代表者 会長 千葉 洋一
  - (2) 指定期間  
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)
  - (3) 選定理由
    - ・応募資格を満たしていること。
    - ・最低得点(81点)以上の点数(110.35点)を獲得していること。
    - ・「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数の合計(66点)以上の点数(88.28点)を獲得していること。

## 7 主な質疑内容

### 【職員の配置計画】

(委員)

応募資格について、公園管理における資格保有者は不要という説明だったが、それであれば、応募者は公園管理における資格保有者がいるので加点ということになるのではないか。

(施設所管課)

応募資格として、必要な保有資格という規定はない。

### 【職員の雇用・労働条件について】

(委員)

昇給や被服貸与など、加点対象になるような記載がないが。

(施設所管課)

事業計画書には昇給や被服貸与についての記載は特にない。

### 【職員等の研修計画】

(委員)

現在の指定管理者において、実際に研修は行われているのか。

(施設所管課)

行われている。

### 【防犯、防災、緊急時の対応に関する取組】

(委員)

安全管理マニュアルが添付されていないが、独自のものか。

(施設所管課)

公園管理マニュアルなどを参考に独自に作成している。

(委員)

今年は風が強い日が多かったが、実際どのような対応がされたか。

(施設所管課)

台風10号のときは、直前の見回り、折れた枝の迅速な回収、台風通過後の点検、応急補修、市への報告については、滞りなく行われた。

### 【個人情報保護の取扱に関する取組】

(委員)

個人情報の保管は具体的にどのようになされているのか。

(施設所管課)

申請書など個人情報が入ったものは、鍵で開閉するものに保管し、管理責任者が管理している。

**【環境保全、負荷低減への取組】**

(委員)

考え方や方向性は示されているが、具体的な取組みが示されていない。市の水準や着眼点が具体的に示されているのに対し、申請内容は欠けていると判断される。

**【福祉に関する取組】**

(委員)

障がい者雇用をしている事業所に対し再委託していたとしても、応募している組織の構成団体ではないのであれば、応募団体が障がい者の雇用に取り組んでいるとは言えない。応募団体が自ら雇用している場合に評価されるべきものではないか。

(施設所管課)

応募団体が障がい者を雇用しているものではない。

**【利用者等の要望等の把握と反映方法】**

(委員)

年1回の全公園でのアンケートの実施方法は、結果を反映した実績はあるか。

(施設管理課)

直接職員等が公園利用者にアンケート用紙を示し記入してもらい回収している。公園内の遊具付近での喫煙に対して、注意喚起の看板を設置した実績がある。

**【その他】**

(委員)

今回も1者だけの応募だったが、施設所管課として、理由は何だと考えるか。

(施設所管課)

市管理の森林公園や霊園、また県管理の都市公園は別団体によって指定管理されていることから、応募できる団体が他にいないわけではないと考えている。結果として1者のみの応募となった。